

告示

埼玉県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
小手指医院	所沢市北野新町一―九―七	令和元年七月一日
大宮歯科医院	幸手市中一―四―五	令和元年七月三十一日
ひまわり薬局	北葛飾郡杉戸町本郷二七三―一	令和元年七月三十一日
こま薬局	ふじみ野市駒林元町一―九―一九	令和元年八月四日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名称	所在地	
花山 美保		高尾第一接骨院	東京都八王子市初沢町一二二七―九	平成三十一年三月二十二日